官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則（最高裁八）　二
〔法規的告示〕
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する件（こども家庭庁一〇）　二
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域の一部を改正する件（同一一）　三
〔その他告示〕
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、新潟県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（内閣府六八）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告　国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（国家公安委一九）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二五）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一一八～一二二）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一二三）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一二四）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一二五）　五
○道路に関する件　（北陸地方整備局二五～二七）　六
○道路に関する件　（中国地方整備局六六）　六
〔国会事項〕
内閣　人事院　国家公安委員会　警察庁　法務省　六
〔人事異動〕
内閣　人事院　国家公安委員会　警察庁　法務省　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国営多良間土地改良事業（農業用用排水）計画の公告（農林水産省）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
国家試験
令和八年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場
（公認会計士・監査審査会）　八
直轄災害復旧事業の完了公告
（農林水産省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付公告の取消、有権者申出方、税理士懲戒処分の効力関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他　二六

最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月二十四日

最高裁判所

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第二条　民事執行規則の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

（民事保全規則の一部改正）

第三条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

附　則

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○こども家庭庁告示第十号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　算定告示別表の19の注のこども家庭庁長官が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	［号を加える。］
(2)　当該指定障害児相談支援事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	
(4)　当該指定障害児相談支援事業所において、事業年度ごとに当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	
(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	

(6)　当該指定障害児相談支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

㈠　職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

㈡　㈠の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

㈢　職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

㈣　㈢について、全ての職員に周知していること。

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

㈡　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(2)　当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第十一号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成二十七年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注12、第3の1の放課後等デイサービス給付費の注11、第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。
［一～十　略］	［一～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○内閣府告示第六十八号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、新潟県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年四月二十三日付けをもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等

柏崎刈羽原子力発電所に設置されている原子力発電施設

二　原子力発電施設等立地地域

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町及び刈羽村

○国家公安委員会告示第十九号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十四日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

法人その他の団体

1　名称　インディアン・ムジャヒディン（Indian Mujahideen（IM））
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－24
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

2　名称　インド亜大陸のアル・カーイダ（al-Qa'ida in the Indian Subcontinent（AQIS））
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－25
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

3　名称　ネオJMB（Neo-JMB）
　指定をした年月日　令和２年４月27日
　指定番号　ＤＥ－26
　延長後の指定の有効期間　令和２年４月27日から令和11年４月26日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和８年４月26日

○財務省告示第百二十五号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年三月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年四月二十四日　　財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	1,300,000,000円	104.55円
〃	第27回	6,300,000,000円	102.08円
〃	第28回	12,500,000,000円	100.43円
合計		20,100,000,000円	

○防衛省告示第百十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(ｲ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十三号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字歌字浜山九六八番一から同市大字歌字浜山九五四番一まで	前	一一・一二～三二・三二メートル
	後	三〇・一五～九七・八二メートル
糸魚川市大字青海字向山四四八九番三八地内	前	一二・九〇～二一・九九キロメートル
	後	一七・三一～二四・二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町上野五五番一まで	前	二八・〇〇～一一八・一三メートル
	後	二八・〇〇～一一八・一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町青木一一〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十四日

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市日羽字川平五〇一番一から同市日羽字川平四九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十四日

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十二日委員長から提出した議案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

令和八年四月二十三日（木曜日）

午後一時開議

第一　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　食育基本法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

第三　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五　投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六　投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八　インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）

第九　国家情報会議設置法案（内閣提出）

参議院

議案付託

四月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

国土交通委員会に付託

質問主意書転送

四月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三六号）

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三七号）

報告書提出

四月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

（以上四月二十二日）

人事院

（企画法制課長）

神宮司英弘

総合政策課長に配置換する

（人材局参事官）

佐藤　壮

職員福祉局参事官に配置換する

職員福祉局付の併任を解除する

（公文書監理室長）

森川　志保

総務課公文書監理室長に配置換する

（事務総局総合調整官）

橋本　義裕

総合政策課政策調整室長に配置換する

（企画法制課法制調査室長）

上村　昂大

総合政策課法制調査室長に配置換する

（人材局企画課人材企画調整官）松島　悠史
人材局企画課長補佐（制度第一班）事務取扱を命ずる
人材局企画課長補佐（制度班）事務取扱は終了した
（公平審査局調整課企画法制官）城詰　卓也
公平審査局調整課公平審査制度企画室長に配置換する
公平審査局調整課企画法制官に併任する（以上四月八日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　谷井　義正
三重県警察本部長を命ずる
（同）同　梅田　直嗣
鳥取県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局警備企画課長）　秋本　泰志
同　山口県警察本部長を命ずる
（関東管区警察学校長）同　伊藤　健一
北海道警察函館方面本部長を命ずる
（警察大学校刑事教養部長）同　髙橋　俊章
北海道警察釧路方面本部長を命ずる（以上三月二十七日）
（警察庁警備局付）警視監　小澤　孝文
埼玉県警察本部長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　櫻井　美香
新潟県警察本部長を命ずる（以上三月三十日）

警察庁

（警察庁長官官房政策立案総括審議官兼公文書監理官）警視監　森内　彰
辞職を承認する
（近畿管区警察局長）同　村田　達哉
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　村田　達哉
辞職を承認する
（警察庁刑事局犯罪鑑識官）警視長　小栗　宏之
警視監に任命する
辞職を承認する
（三重県警察本部長）同　敦澤　洋司
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　敦澤　洋司
警視監に任命する
辞職を承認する
（自動車安全運転センター理事）鈴木　基之
警視監に任命する
近畿管区警察局長を命ずる
（警察庁長官官房首席監察官）　片倉　秀樹
警視監　警察庁長官官房政策立案総括審議官兼公文書監理官を命ずる
（警察庁刑事局捜査第一課長）　山本　哲也
警視長　警視監に任命する
警察庁長官官房首席監察官を命ずる
（警察庁警備局警備運用部警備第一課長）　山本　将之
内閣官房に出向させる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長）同　佐藤　快孝
警察庁刑事局捜査第一課長を命ずる
（鳥取県警察本部長）同　青山　真一
警察庁刑事局犯罪鑑識官を命ずる
（警察庁長官官房人事課監察官）　小林　雅哉
同　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　蔵原　智行
警視長に任命する
警察庁警備局警備企画課長を命ずる
（大阪府警察本部警務部長）警視監　難波　正樹
警察庁警備局警備運用部警備第一課長を命ずる
（北海道警察釧路方面本部長）　田﨑　仁史
警視長　警察庁警備局警備運用部警備第一課警備実施総合研究官を命ずる
（警察大学校組織犯罪対策教養部長兼警察庁刑事局組織犯罪対策部付）同　嘉屋　朋信
警察大学校刑事教養部長兼組織犯罪対策教養部長兼警察庁刑事局組織犯罪対策部付を命ずる
（兵庫県警察本部警務部長）警視正　垣内　伸吾
東北管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（宮城県警察本部警務部長）同　岩元　正一
関東管区警察学校長を命ずる（以上三月二十七日）
（関東管区警察局長）警視監　大橋　一夫
辞職を承認する
（埼玉県警察本部長）同　野井　祐一
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　野井　祐一
辞職を承認する
（新潟県警察本部長）同　滝澤　依子
関東管区警察局長を命ずる
（警察大学校長）同　岩下　剛
警察大学校特別捜査幹部研修所長事務取扱を命ずる（以上三月三十日）
（警察庁長官官房参事官（情報化及び技術革新に関する総合調整担当））警視長　小鷲　達也
警視監に任命する
国家公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）による改正前の国家公務員法第八十一条の三の規定による勤務延長の期限の到来により令和八年三月三十一日限り退職
（警察庁交通局交通企画課交通安全企画官）同　牧　丈二
九州管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる（以上三月三十一日）
（警察庁長官官房企画官兼技術企画課理事官）警視正　関　直樹
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（情報化及び技術革新に関する総合調整担当）を命ずる
（警察大学校教務部長）警視監　半田新一朗
警察大学校科学教養部長兼務を命ずる
（科学警察研究所法科学第二部付主任研究官）警察庁技官　黒沢　健至
科学警察研究所法科学第二部長を命ずる
（科学警察研究所法科学第四部情報科学第一研究室長兼法科学研修所教授）同　小川　時洋
科学警察研究所法科学第四部長を命ずる
（科学警察研究所長）同　木下　博之
科学警察研究所法科学第四部長事務取扱を免ずる（以上四月一日）

法務省

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　荒井　徹伊
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　三井田　守
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　萩野　哲史
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる
（奈良地方検察庁検事）同　恩地　孝幸
東京地方検察庁検事に配置換する
奈良地方検察庁検事の指名を解く
（大津地方検察庁検事）同　古川　貴大
東京地方検察庁検事に配置換する
大津地方検察庁三席検事の指名を解く
（長崎地方検察庁検事）同　海津　秀貴
東京地方検察庁検事に配置換する
長崎地方検察庁三席検事の指名を解く
（東京地方検察庁検事）同　久保庭幸之介
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁三席検事に指名する
（同）同　松居　徹
長野地方検察庁検事に配置換する
長野地方検察庁松本支部勤務を命ずる
長野地方検察庁松本支部長を命ずる
かねて長野地方検察庁諏訪支部勤務を命ずる
かねて長野地方検察庁諏訪支部長を命ずる
（神戸地方検察庁姫路支部検事）　濱田　修
同　奈良地方検察庁検事に配置換する
奈良地方検察庁三席検事に指名する
（大阪地方検察庁検事）同　加藤　友見
大津地方検察庁検事に配置換する
大津地方検察庁三席検事に指名する
（富山地方検察庁次席検事）同　恒川　一宇
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する
（長野地方検察庁松本支部長兼長野地方検察庁諏訪支部長）　吉武　斉彦
同　名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる
長野地方検察庁検察庁諏訪支部勤務を免ずる
長野地方検察庁諏訪支部長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　栃倉　信
富山地方検察庁検事に配置換する
富山地方検察庁次席検事を命ずる
（同）同　**前**田　華奈
長崎地方検察庁検事に配置換する
長崎地方検察庁三席検事に指名する（以上四月十四日）

官庁報告

官庁事項

国営多良間土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営多良間土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年４月24日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営多良間土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

令和８年４月24日から令和８年５月15日まで

３　縦覧場所

内閣府沖縄総合事務局のウェブサイト

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　高松　論

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	八号
(三) 占用を制限する区域	富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町上野二五九五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月二十五日
(七) 図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

国家試験

令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和８年５月24日に施行する令和８年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和８年４月24日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試験場）
関東財務局	①東京都杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス） ②神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１番１号　慶應義塾大学（日吉キャンパス）
近畿財務局	大阪府吹田市片山町２丁目５番１号　大和大学
北海道財務局	北海道札幌市白石区東札幌６条１丁目１番１号　札幌コンベンションセンター
東北財務局	宮城県仙台市若林区卸町２丁目15番地の２　産業見本市会館サンフェスタ
東海財務局	愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の２　中京大学（名古屋キャンパス）
北陸財務局	石川県金沢市尾山町９番13号　金沢商工会議所
中国財務局	広島県広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	香川県高松市春日町960番地　高松大学
九州財務局	熊本県熊本市中央区大江２丁目５番１号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡県福岡市東区和白東３丁目30番１号　福岡工業大学
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和８年３月17日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年４月24日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

令和６年発生　直轄災害復旧事業　氷見地区

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人吉波佳希の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月24日　岡山地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１３号
東京都渋谷区代官山町１－１ＧＲＡＶＡ代官山１Ｆ
清算株式会社　株式会社ｉｎｃｏｒｄホールディングス
代表清算人　清野　浩二
１　決定年月日　令和8年4月8日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６４号
東京都渋谷区神宮前１丁目10番７号
清算株式会社　株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ
１　決定年月日　令和８年４月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第２１０６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号
清算株式会社　株式会社ダイヤスター
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号
名古屋市南区南野三丁目１２９番地
清算株式会社　　株式会社ツカサ
代表清算人　　武内成泰
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額(以下、「弁済原資」という。)がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から2か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から1か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。
２　清算株式会社の清算結了間までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令取消

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日となります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十二頁（号外第八十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十二頁（号外第八十九号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三十八頁（号外第九十一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十四日
東京都港区芝三丁目一三番九号
（甲）株式会社東京コード
代表取締役　大野孝一郎
東京都港区芝三丁目一三番九号
（乙）有限会社大野産業
代表取締役　大野孝一郎

令和八年四月二十四日
大阪市浪速区恵美須東二丁目一番一二号
（甲）株式会社ＨＡＳＳＩＮ
代表取締役　東　直人
大阪市浪速区恵美須東二丁目一番一二号
（乙）株式会社ＴＥＮ
代表取締役　東　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年五月二十五日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五頁

（乙）https://tsubotajuku.com/company/ir/
令和八年四月二十四日
東京都渋谷区恵比寿四丁目四番七号
（甲）株式会社ＮＥホールディングス
代表取締役　近藤　宏樹
東京都渋谷区恵比寿四丁目四番七号
（乙）株式会社ＮＥＸＴ　ＥＤＵＣＡＴＩＯＮ
代表取締役　中野　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.plus.co.jp/
令和八年四月二十四日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
（甲）プラス株式会社
代表取締役　今泉　忠久
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
（乙）ジャパンステーショナリーコンソーシアム合同会社
代表社員　プラス株式会社
職務執行者　岡崎　潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiwalifenext.co.jp/company/knowledge/kessan.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十九頁（号外第一四六号）
令和八年四月二十四日
東京都港区赤坂五丁目一番三三号
（甲）大和ライフネクスト株式会社
代表取締役　齋藤　栄司
東京都港区赤坂五丁目一番三一号
（乙）大和コスモスコンストラクション株式会社
代表取締役　木下　幹雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　六十四頁（号外第八十七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十四日
静岡県御殿場市神場二丁目三二番地
（甲）株式会社ア・ジャストポリマー
代表取締役　勝間田浩茂
静岡県御殿場市茱萸沢九〇六番地の六
（乙）有限会社ノーブル・エーピー
代表取締役　勝間田　敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　六頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日
大阪市浪速区恵美須東二丁目一番一二号
（甲）株式会社ＨＡＳＳＩＮ
代表取締役　東　直人
大阪市浪速区恵美須東二丁目一番一二号
（乙）株式会社ＴＥＮ
代表取締役　東　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）
令和八年四月二十四日
大阪市中央区南新町一丁目二番四号
（甲）株式会社ピーエムシー
代表取締役　佐々木雅彦
兵庫県西宮市甲風園一丁目七番三号
（乙）株式会社エスアセット
代表取締役　佐々木雅彦

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十八頁（号外第十八号）
令和八年四月二十四日
兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号
（甲）株式会社シンリュウ
代表取締役　山砥　浩
兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号
（乙）株式会社シンリュウトラスト
代表取締役　山砥　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一一頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十四日

岡山県玉野市田井六丁目九番一号

（甲）株式会社パワーエックス

代表執行役　伊藤　正裕

岡山県玉野市田井六丁目九番一号

（乙）株式会社ＰｏｗｅｒＸ　Ｍａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ

代表取締役　伊藤　正裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十三頁（号外第九十号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第九十号）

令和八年四月二十四日

岡山市中区平井六丁目一一番二四号

（甲）三要電熱工業株式会社

代表取締役　髙戸　賢一

岡山市北区大供一丁目二番二七号

（乙）三電株式会社

代表取締役　髙戸　和子

合併公告

左記会社は合併して甲及び乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

（乙）掲載　読売新聞

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　二十五頁

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十五頁（号外第七十六号）

令和八年四月二十四日

岡山県倉敷市加須山一〇一番地一

（甲）株式会社デルタリンク

代表取締役　山田　秀明

徳島県吉野川市鴨島町知恵島一一五〇番地一

（乙）株式会社アネックス

代表取締役　田中　昭市

愛知県日進市岩崎町向イ田六一番地二

（丙）株式会社キャンピングカーランド

代表取締役　山田　秀明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＴＥＣＨ　ＰＬＡＹ　Ｂｒａｎｄｉｎｇ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://persol-innovation.co.jp/company/public-notice/

令和八年四月二十四日

東京都港区芝公園一丁目一番一号

（甲）株式会社ＴＥＣＨ　ＰＬＡＹ－Ｘ

代表取締役　八子　知礼

東京都港区南青山一丁目一五番五号

（乙）パーソルイノベーション株式会社

代表取締役　大浦　征也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の人材紹介事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に規定する簡易分割により、乙は会社法第七八四条二項に規定する簡易分割により、それぞれ株主総会決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.deloitte.com/jp/ja/legal/public-notice.html

（乙）https://www.pro-bank.co.jp/company/e-announcement/

令和八年四月二十四日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

（甲）デロイトトーマツヒューマンリソース株式会社

代表取締役　鈴木　栄子（高瀬　栄子）

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

（乙）株式会社プロフェッショナルバンク

代表取締役　呑田　好和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営むＳＭＥ事業（中堅中小企業及び中小自治体向け事業のうち外食向け事業を除く事業）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十九頁（号外第一六〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

東京都江東区新木場一丁目一八番七号

（甲）ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社

代表取締役執行役員社長　岩井　孝夫

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（乙）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役執行役員社長　牛島　祐之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十九頁（号外第一六〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月二十四日

東京都江東区新木場一丁目一八番七号

（甲）ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社

代表取締役執行役員社長　岩井　孝夫

東京都港区芝五丁目七番一号

（乙）日本電気株式会社

取締役代表執行役社長　森田　隆之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はＮＥＣソリューションイノベータ株式会社から承継する同社が営むＳＭＥ事業（中堅中小企業及び中小自治体向け事業のうち外食向け事業を除く事業）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二一六頁（号外第一三六号）

令和八年四月二十四日

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（甲）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役社長　牛島　祐之

東京都港区芝三丁目二三番一号

（乙）ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社

代表取締役執行役員社長　木下　孝彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社Ａｅｒｏｎａｕｔ（乙、住所東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号）のボンラスパイユ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年四月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　八十七頁（号外第七十六号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　二十五頁

令和八年四月二十四日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
株式会社Ａｅｒｏｎａｕｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　大塚　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十四頁（号外第二十九号）

令和八年四月二十四日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ株式会社　代表取締役　中林　哲一
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社　代表取締役　中林　哲一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十四頁（号外第二十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）

令和八年四月二十四日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社　代表取締役　中林　哲一
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ株式会社　代表取締役　中林　哲一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十四頁（号外第二十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）

令和八年四月二十四日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社　代表取締役　松本　大助
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社　代表取締役　中林　哲一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目六〇番一〇一―一号・二〇一―一号　名称ヴィーナスギャラリー大阪）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　五十三頁（号外第八十九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十三頁（号外第八十九号）

令和八年四月二十四日
大阪府吹田市豊津町九番一号
（甲）株式会社アミューズ　代表取締役　岩谷　和馬
大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一―一〇一号
（乙）株式会社ヴィーナスギャラリーベルタ　代表取締役　溝江愼治郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のガソリンスタンド事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年五月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　九十一頁（号外第十五号）

令和八年四月二十四日
広島市西区楠木町一丁目九番一〇号
（甲）株式会社ＨｉｒｏＣｏｍ　代表取締役　田中　秀則
広島市西区横川町一丁目六番一七号
（乙）広川エナス株式会社　代表取締役　廣川　正和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月六日
掲載頁　六十二頁（号外第八十一号）

令和八年四月二十四日
大分市高崎四丁目一番一八号
（甲）株式会社ＦＯＲＥＳＴ　代表取締役　木下　隆光
大分市花高松三丁目一〇番四二号
（乙）株式会社シンワ建設　代表取締役　木下　隆光

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する芝入印刷株式会社（住所群馬県前橋市光が丘町四番地二〇）に対して当社の印刷事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十二頁（号外第八十九号）

令和八年四月二十四日
群馬県前橋市新前橋町六番地六
代表取締役　芝入富士夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＴＲＡＩＧＨＴ　ＭＡＮ（住所東京都渋谷区桜丘町一一番六号ＤＡＧビル四〇二号室）に対して当社の音楽著作権管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年四月十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　二頁

令和八年四月二十四日
東京都渋谷区桜丘町一一番六号ＤＡＧビル四〇二号室
株式会社ｍｕｅｖｏ
代表取締役　井草　直人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アイプライム（住所東京都世田谷区代沢五丁目一八番四号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　十三頁

令和八年四月二十四日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー一五階

株式会社アイネスト

代表取締役　井田裕一郎

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年四月二十四日

宮城県遠田郡美里町青生字横前五九番四

農事組合法人みらいす青生

理事　宍戸　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

茨城県坂東市法師戸三七六番地

田村コンサルティング合同会社

代表社員　田村　悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二八〇番地

三九

合同会社休日日和

代表社員　関根　千寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社STEPPERS STATE

代表社員　濵田　渉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一二一四号

合同会社ルナリアプラン

代表社員　佐藤　一裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号

合同会社防災関係サービス

代表社員　下川　純司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

東京都港区虎ノ門四―三―一城山トラストタワー二七階

エイトピークス・パートナーズ合同会社

代表社員　吉見　裕一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号はノアット株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目一三番一号

エイチ合同会社

代表社員　平山　賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

長野県松本市大字里山辺四五一番地七

合資会社旅館すぎもと

代表社員　花岡　貞夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社セイコードリームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

静岡県沼津市三枚橋町一一―一二セイコードリームビル二F

合同会社セイコーオゾン

代表社員　アリヤル・ウメシュ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｅｓｐａｃｉｏ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

三重県津市北丸之内七四番地　マツダビル二階Ｂ

合同会社Ｅｓｐａｃｉｏ　ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表社員　後藤　信勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社リースバックパートナーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町六三一番地二―四一〇号室

リースバックパートナー合同会社

代表社員　森岡　章江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、組織変更後の商号は株式会社A-PLUSとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

長崎県大村市久原一丁目五七〇番地二　久原プラザビル三階

合同会社A-PLUS

代表社員　芦塚　千夏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

沖縄県中頭郡北谷町桑江六一四―二二

合同会社Ｃｈｉｂａｒｉｙｏ

代表社員　川上　政寿

効力発生日変更公告

当社は、令和八年五月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月二十四日

栃木県宇都宮市鶴田町一五五九番地二

システム興産株式会社

（法人番号　8060001002131）

代表取締役　石川　博文

効力発生日変更公告

当社は、令和八年五月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和九年一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月二十四日

川崎市高津区末長三丁目三番一七号

株式会社ゼネラル設備

代表取締役　押田　成善

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少して九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

埼玉県蓮田市大字黒浜三八五二番地五

株式会社ＢＡＬＬＯＯＮ

代表取締役　小原　楓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百四十七万五千円減少することにいたしました。なお、令和八年四月十六日から令和八年五月二十五日までの日を払込期日とする募集株式の発行により資本金の額が増加した場合は、当該増加した資本金の額全額も併せて減少することとし、減少後の資本金の額を五千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hastec.jp/

令和八年四月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目八番一二号渋谷第一生命ビルディング三階

株式会社ハステック

代表取締役　田島　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億五千八百三十八万五千百二十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.patholgos.co.jp/

令和八年四月二十四日

東京都品川区西五反田八丁目一番五号

株式会社パトスロゴス

代表取締役　牧野　正幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区平河町一丁目三番一三号

株式会社ＡｌｔｅｒＳｋｙ

代表取締役　村井　宏行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千三百三十五万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四六頁（号外第三十一号）

令和八年四月二十四日

名古屋市千種区千種二丁目二二番八号

名古屋医工連携インキュベータ

株式会社Photo electron Soul

代表取締役　鈴木　孝征

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千百七十三万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.fagiano-okayama.com/ir/disclosure/elec_announcement/koukoku.html

令和八年四月二十四日

岡山市北区厚生町三丁目一番一五号岡山商工会議所ビル六Ｆ

株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ

代表取締役　森井　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百七十万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十七日

掲載頁　四十頁（号外第九十一号）

令和八年四月二十四日

愛媛県松山市道後湯之町一二番二三号

クレアホームズ道後湯之町八〇一号

株式会社Ａｑｕａｒｉｕｍ　ＴＯＪＯ

代表取締役　東城　久幸

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月二十四日を効力発生日とする株式会社ヤマキとの株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

埼玉県熊谷市三ケ尻字新山三八八四番地

株式会社ヤマキホールディングス

代表取締役　菊田　勝實

準備金の額の減少公告

当会社は、令和八年四月二十三日を効力発生日とする山市自動車株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

千葉県市原市青柳北二丁目六番地一三

株式会社山市

代表取締役　山﨑　太

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社ヤエスおよび株式会社ヤエスＲ＆Ｓとの株式交換により、資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第九十号）

令和八年四月二十四日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番五号

株式会社ヤエスコーポレーション

代表取締役　田澤祐士郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億八千二十八万三千三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第九十号）

令和八年四月二十四日

岡山市中区平井六丁目一一番二四号

三要電熱ホールディングス株式会社

代表取締役　髙戸　賢一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千万円、資本準備金の額を六億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十四日

群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根四六四番地六九〇　株式会社天狗山リゾート開発

代表取締役　十川　隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億三千六百十万千七十四円、資本準備金の額を五億四千八百七十六万六千七百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月二十四日

東京都品川区大崎一丁目六番三号

株式会社イメージワン

代表取締役　川倉　歩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一一号

ＴＯＫＩＷＡホールディングス株式会社

代表取締役　矢作　真美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百十万二千七百円、資本準備金の額を一億四千三百三万八千七百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.todoker.com/company/publicnotice

令和八年四月二十四日

東京都千代田区平河町一丁目三番一二号第二秩父屋ビル一階　株式会社トドケール

代表取締役　野島　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億十万円、資本準備金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.figinc.jp/

令和八年四月二十四日

大分県大分市東大道二丁目五番六〇号

ciRobotics株式会社

代表取締役社長　小野　俊二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十四日

埼玉県志木市館二丁目五番二号

株式会社いーキャリサポート

代表取締役　柴田　郁夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十四日

埼玉県八潮市大曽根一二一八番地

株式会社サンノハシ

代表取締役　長島　賢

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年四月二十四日

愛知県稲沢市大矢町寛蓮寺五三番

寺西建設株式会社

代表取締役　寺西　朝一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十四日

愛知県みよし市根浦町四丁目三番地三

倉地電産株式会社

代表取締役　丸井　雄二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十四日

大阪市西成区南津守五丁目二番一〇号

株式会社サーモテック

代表取締役　髙林　伸行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十四日

宮崎県日向市中町一番地

株式会社日向建設会館

代表取締役　黒木　繁人

株式移転につき通知公告

当社は、ＮＨＤ株式会社（住所沖縄県浦添市西原二丁目三番五号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和八年四月二十四日

沖縄県浦添市西原二丁目三番五号

ニッケン・リース株式会社

代表取締役　比嘉　正太

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である日油株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月一日までに当社にご提出ください。

令和八年四月二十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

日油株式会社

代表取締役　沢村　孝司

茨城県桜川市岩瀬二一二〇番地

昭和金属工業株式会社

代表取締役　小川　昭彦

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年四月二十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０３４５ＴＬ０７０１２６０２２４オプションプール限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、株式会社証券ジャパン（住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客管理業務を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月一日です。

令和八年四月二十四日

福井県福井市順化一丁目二一番一号

ニッセイ福井ビル

三津井証券株式会社

取締役社長　石川　浩基

任意清算公告

当社は、令和八年四月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十四日

三重県津市西丸之内三六番二三号

合名会社中村商店

社員　中村　哲也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億三千万円減少し、七千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年五月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年四月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年三月九日付官報の号外第四十八号一五五頁に掲載されています。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号　結和税理士法人内

ディエイチ・ディベロップメント・スリー特定目的会社　取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億八千万円減少し、二千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年五月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年四月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年四月三日付官報の号外第八十号一九〇頁に掲載されています。

令和八年四月二十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

阿見施設開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億円減少し、二億円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年五月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年四月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十九日付官報の号外第三十五号一一三頁に掲載されています。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号　結

和税理士法人内

町田施設開発特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億一千万円減少して三十八億一千二百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　六十頁（号外第二〇三号）

令和八年四月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＡＡＪ　Ｆ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十二億五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年三月十二日付官報の号外第五十一号九十三頁に掲載されています。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ＬＡＶジャパン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十四日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七五三番地

ＢＸティアール株式会社確定給付企業年金

（旧ＢＸ鐵矢株式会社分）

清算人　田畑　浩之

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十四日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

株式会社ブラスト確定給付企業年金

清算人　鈴木　規郎

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十四日

埼玉県鴻巣市宮前五四七番地の一

理研コランダム株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　天貝　達也

正　誤

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）国土交通省告示第四百七十五号（租税特別措置法施行規則第十八条の四第六項第二号、第十八条の二十一第八項第一号ヌ、第十八条の二十五第十一項第一号及び第十九条の十一の四第三項第一号ハの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件）

（原稿誤り）

四〇一ページ別表中

「

立地要件を確認した時点 ※いずれかにチェックを入れ年月日を記載してください。	□建築確認時点（　　年　　月　　日） □新築又は取得時点（　　年　　月　　日）

」

は

「

立地要件を確認した時点	□建築確認時点（　　年　　月　　日） □建築された時点（　　年　　月　　日） ※法第36条の２又は第41条の５の規定の適用を受けようとする場合に限る。 □新築又は取得時点（　　年　　月　　日） ※法第41条又は第41条の19の４の規定の適用を受けようとする場合に限る。

」

の誤り。

四〇二ページ別表（備考）中一〇行目において、「おいて新築されたもので」を削除する。